

第 79 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立こうべ市歯科センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立こうべ市歯科センター

2 指定管理者

神戸市中央区三宮町2丁目11番1号

公益社団法人神戸市歯科医師会

代表理事 百瀬 深志

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立こうべ市歯科センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立こうべ市歯科センターの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立こうべ市歯科センター

2. 指定管理者

神戸市中央区三宮町2丁目11番1号

公益社団法人神戸市歯科医師会

代表者 代表理事 百瀬 深志

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和4～9年度

限度額：342,000千円

5. 令和5年度予定額

68,245千円（令和4年度指定管理料 68,215千円）

6. 選定までのスケジュール（非公募選定）

選定評価委員会 令和4年9月20日（火）

7. 非公募選定理由

「公の施設の指定管理者制度運用指針」が定める、公募によらず指定管理者を指定することができる場合のうち「④専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」に該当。

公益社団法人神戸市歯科医師会（以下、神戸市歯科医師会）は神戸市内9区歯科医師会の連合体として存在する市内唯一の歯科医療専門職団体であり、神戸市の歯科保健事業に全面的に協力頂いている。

神戸市歯科医師会は、障害者歯科認定医等を擁しており、また、市内歯科医院との連携もでき、年間5,000件、また、全身麻酔下歯科治療を含めた障がい者歯科治療等を安全に実施できる能力を持ち、かつ、昭和53年開設の神戸市立心身障害者歯科診療所の運営、その後の平成16年の歯科センター設立からは指定管理者として、一貫して、神戸市の障がい者歯科治療に携わっており実績、障がい者歯科治療に関する十分な経験、実績も有している。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨【設置条例：神戸市立こうべ市歯科センター条例】

障がい者、高齢者その他の一般の歯科診療所での治療が困難な者について、歯科疾患に関する相談、指導、診断、治療等を行う。

(2) 施設概要

所在地 長田区二葉町5丁目1番1-201号（「アスタくにつか5番館」2階）

開設時期 平成16年4月1日

施設内容 障がい者対応歯科診療施設

令和3年度利用状況 患者数 4,846人：1日あたり20.0人

【内訳】全身麻酔 231人、鎮静法 39人、全身管理 182人、
一般治療 4,394人

(3) 診療時間

月～金 9時～12時 13時～17時